

老人短期入所生活介護事業（カリヨンの郷「新千秋」）運営規程

（目 的）

第1条 社会福祉法人カリヨン福祉会が開設する老人短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業（カリヨンの郷「新千秋」）（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及びその他の従業員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームカリヨンの郷「新千秋」
- (2) 所在地 愛知県海部郡蟹江町大字新千秋字後西34番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する）

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 従業者 | |
| 医師 | 1名 |
| 生活相談員 | 1名以上（常勤換算） |
| 介護職員 | 13名以上（常勤換算） |
| 看護職員 | 1名以上（常勤換算） |
| 栄養士 | 1名以上（常勤換算） |

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

2 事業所に勤務する職員の職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。なお、管理者に事故あるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- (2) 生活相談員は、介護サービス利用における面接手続き事務等、利用者の処遇に関すること、及び各種相談に関することに従事する。
- (3) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導、相談及び援助業務に従事する。
- (4) 看護職員は、利用者の服薬管理等看護業務、及び保健衛生管理業務に従事する。
- (5) 管理栄養士は、献立作成、栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に関すること、及び介護職員への指導業務に従事する。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- (1)併設型 9名（ユニット型個室9名）※ユニット数は1ユニットとする。
- (2)空床利用型 特別養護老人ホームの定員29名以内

（指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
 - (2) 日常生活動作の機能訓練
 - (3) 健康チェック
 - (4) 送迎
 - (5) 夜間看護体制
- 2 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。
- (1) 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり 100円
- 3 その他の費用
- 事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。
- (1) 滞在費 ユニット型個室 2,066円（1日あたり）
 - (2) 食費 朝食320円、昼食735円、夕食390円 合計1,445円（1日あたり）
 - (3) おやつ代 100円（1日あたり）
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- （緊急時等における対応方法）
- 第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- （通常の事業の実施地域）
- 第8条 通常の事業の実施地域は、蟹江町、弥富市、飛島村、あま市、大治町、愛西市、津島市、名古屋市の中川区及び港区の区域とする。
- （サービスの利用に当たっての留意事項）
- 第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 特別養護老人ホームと併用のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- （非常災害対策）
- 第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。
- （虐待防止に関する事項）
- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、生活相談員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、生活相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に

通報するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、生活相談員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について生活相談員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、生活相談員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人カリヨン福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。